○環境省令第十五号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月九日

環境大臣　中川　雅治

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（南極哺乳類）	（南極哺ほ乳類）
第六条　法第三条第十号の環境省令で定める哺乳綱に属する種は、別表第二に掲げる種とする。	**第六条**　法第三条第十号の環境省令で定める哺ほ乳綱に属する種は、別表第二に掲げる種とする。
（南極哺乳類の捕獲等の区分、目的及び条件）	（南極哺ほ乳類の捕獲等の区分、目的及び条件）
第十一条　（略）	**第十一条**　（略）
別記　（第一条関係）	**別記**　（第一条関係）
第七十二南極特別保護地区	第七十二南極特別保護地区
（地　図）	（地　図）